厚生委員会資料

令和５年９月２６日

福祉部生活福祉課

**生活保護法による保護の基準の一部改正について**

生活保護法第８条第１項の規定に基づき生活保護法による保護基準が改正され、本年１０月１日より適用される旨、厚生労働省より通知があったため以下のとおり報告する。

**１．生活扶助基準見直しの概要**

社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という）の検証結果を勘案し、生活保護基準について必要な適正化を図る。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響等により、当面２年間（令和５～６年度）は以下のとおり臨時的・特例的な対応を行う。

* 基準部会の検証結果に基づき世帯人員一人当たり月額1,000 円を全世帯に加算する。（特例加算額）
* 当該加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障する。（経過的加算額）

**２．保護基準改正後世帯類型ごとの生活扶助基準額（抜粋）【１級地―１】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯類型 | 改正前  基準（A） | 改正後基準（B） | | 令和5～6年度基準（B） | |
|  | (A)対比 |  | (A)対比 |
| 夫婦子１人世帯  （30代夫婦、子3～5歳） | 146,800円 | 148,560円 | +1.2％ | 152,900円 | +4.2％ |
| 高齢夫婦世帯（65歳夫婦） | 119,920円 | 118,900円 | -0.9％ | 120,900円 | +0.8％ |
| 高齢単身世帯（65歳） | 76,880円 | 74,250円 | -3.4％ | 76,880円 | 0.0％ |
| 母子世帯（子１人）  （30代親、子小学生） | 121,970円 | 119,309円 | -2.2％ | 122,200円 | +0.2％ |
| 若年単身世帯（50代） | 77,240円 | 74,720円 | -3.3％ | 77,240円 | 0.0％ |

＊「令和5～6年度基準」は特例加算額と経過的加算額を含む基準額

**３．スケジュール・周知方法**

　令和５年９月２５日　生活保護受給世帯へ保護決定通知書・リーフレット等を発送

　　　　　　　　　　　改正後保護基準の適用・ホームページへ掲載